

広島県告示第四百九十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和四年六月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
小用一丁目A地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町	大字	字	地番	標柱番号
呉市		川尻町		小用	二七〇四番四五	標柱一号
川尻町	川尻町小用一丁目				一〇三三番二	標柱二号
					二七〇四番一	標柱三号、四号及び五号
					二七〇四番三三	標柱六号
					二七〇四番一一	標柱七号
				小用	二七〇四番四一	標柱八号